

融資商品説明書

商品名	リフォームローン・ワイド
1. ご利用いただける方	①借入申込時の年齢が満20歳以上で完済時満76歳未満の方。 ただし、「3大疾病保障特約付団体信用生命保険」及び「8大疾病補償付債務返済支援保険」に加入を希望される場合は借入申込時の年齢が満20歳以上満50歳以下の方。 ②安定継続した収入のある方。 ③借換の場合は、直近6ヶ月以内に延滞がない方。 ④当組合の営業地区内に居住または勤務し、組合員もしくは組合員に加入いただける方。 ⑤当組合の基準を満たし、当組合指定の保証会社の保証を受けられる方。
2. お使いみち	①増改築・修繕工事等資金、電化対応等資金、エコ給湯対応等資金、バリアフリー改修工事資金。 ②金融機関のリフォーム資金に関するローンおよび住宅ローンの借換資金。 ※ただし、店舗改装等のリフォーム資金の借換は除きます。 ③住宅購入に伴う諸費用及び住宅購入関連資金の一部。 登記費用、引越費用、仲介手数料、その他保証会社が妥当と認めた諸費用。 ④家屋解体に要する資金 ※ただし、転売目的、事業性用途として使用している建物の解体は除きます。
3. ご融資金額	100万円以上1,000万円以内（1万円単位） ※借換の場合は残高決済資金の範囲内となります。 ※お使いみち④（家屋解体に要する資金）の場合は300万円が上限となります。 ※ご融資金額が500万円を超えるお取扱いについては、本ローンを含む総返済金の年間返済額が前年所得の40%以内とします。ただし、同居する親族に限りお申込者の年収の1/2を限度として所得合算することができます。
4. ご融資期間	15年以内 資金用途が借換の場合の融資期間は、借換対象ローンの残存期間+3年（最長15年）となります。 ※ただし、お使いみち④（家屋解体に要する資金）の場合は、原則7年以内となります。
5. ご融資利率	お借入時に変動金利又は固定金利からお選びいただけます。 ①変動金利型 ご融資利率は、毎年4月1日と10月1日現在の当組合の長期貸出最優遇金利を基準に年2回見直しを行い、毎年6月及び12月の約定返済日の翌日から新金利を適用いたします。 ②固定金利型 お借入時のご融資利率が最終返済時まで適用されます。 ※ご融資利率につきましては窓口までお問い合わせください。
6. ご融資形式	証書貸付
7. ご返済方法	①毎月のご返済は元利均等分割返済により、3日・13日・23日のいずれかの日に指定の預金口座より引き落としさせていただきます。 ②毎月返済と併用して半年ごとの増額返済もご利用いただけます。半年ごとの増額返済はご融資金額の50%以内とします。 ※ご返済金額の試算につきましては窓口へお問い合わせください。
8. 実行方法	原則としてご本人様の口座経由で、お支払先への振込指定となります。 ただし、融資金が100万円未満でかつ保証会社が認めたものはこの限りではありません。 なお、他金融機関の借換資金で、借入先への決済方法が口座振替のみの場合は、当該金融機関の決済口座（ご契約者名義）に決済予定日の前日もしくは当日にご本人様の口座を経由のうえ、お振込みすることが可能です。 又、保証会社が必要と認めた場合は、工事着工確認後もしくは工事完了確認後の振込とすることがあります。
9. 連帯保証人	原則必要ありません。 ただし、保証会社が必要と認めた場合又は500万円を超えるお取扱いで「対象物件が共有名義の場合の共有者」及び「所得合算を行う場合の合算者」がいらっしゃる場合は、連帯保証人が必要となります。
10. ご用意いただく書類	①本人確認書類 運転免許証・運転経歴証明書・顔写真付住民基本台帳カード・健康保険証・パスポート・印鑑証明書・個人番号カード（マイナンバーカード）のうちいずれか1つ ②お使いみちが確認できる書類 借換の場合は、返済予定表（償還表）又は残高証明書及びご返済の遅れがないことを確認できる書類 借換の場合は、借入先、資金使途、支払明細、残高、および直近6ヶ月以内にご返済の遅れがないことを確認できる書類（返済予定表・返済用預金口座通帳・残高証明書等）及び借入先返済口座通帳等 ③対象物件の3ヶ月以内の登記事項証明書（申込額が101万円以上の場合） ※ただし、お使いみち④（家屋解体に要する資金）の場合は、申込金額に係らず建物の登記事項証明書等（所有名義が確認できるもの）が必要となります。 ④所得証明書（申込額が101万円以上の場合）
11. 手数料	・ 取扱手数料 1,100円 ・ 条件変更手数料 5,500円 （上記手数料にはすべて消費税を含んでいます。）
12. 保証会社	全国しんくみ保証株式会社 再保証会社 株式会社オリエントコーポレーション
13. その他	審査結果によって、ご希望に添えない場合もございます。 信用組合理制度にすでにご加入の方は告知事項がない場合でも、保険会社の審査が必要となります。 ※詳しい内容については窓口までお問い合わせください。

令和3年6月1日現在